

全建事発第 101 号  
令和 3 年 10 月 15 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男

### 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、厚生労働省では、今般、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）の運用に際しての留意事項を、別添のとおり、改正いたしました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、主な改正内容は次のとおりです。

（主な改正内容）

- ・「建築に関する正規の課程」に該当する学科や学校・課程等を明確化（具体的には、「建築」と学科名に含まれるものや、一級建築士・二級建築士の受験資格が得られる学校・課程等）
- ・作業環境測定士＋5年以上の建築物石綿含有建材調査の経験がある者を受講資格として明記

以 上

#### 【添付資料】

- ・厚生労働省通知文（令和 3 年基発 1008 第 62 号）
- ・別添 改正後の（令和 2 年基発 1020 第 4 号）
- ・参考（改正部分の見え消し）

【担当】事業部 八重樫

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp